

新型コロナウイルス感染症に関する医療費公費負担について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が「5類」に引き下げられることに伴い、医療費公費負担が下記の通り変更となります。

【検査の費用にかかる公費負担について】

5類化に伴い、自己負担額を公費で負担する取扱いは終了しました。

(PCR検査・コロナ抗原検査等を受けられた場合、患者負担が発生します。)

【外来医療費にかかる公費負担について】

新型コロナ治療薬の薬剤費※は公費負担となります。

※ 経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限る。処方の際の手技料等は対象外です。

【入院費用にかかる公費負担について】

入院医療費の一部※1、新型コロナ治療薬の薬剤費※2は公費負担となります。

※1 **高額療養費制度の自己負担限度額から減額したおおむね2万円。**

※2 経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限る。処方の際の手技料等は対象外です。

